

工場のお手続き(環境課への届出)について

1. 工場の届出はしましたか？

工場の設置・変更・廃止等をするときは、東京都環境確保条例にもとづく手続きが必要です。

例：

工場を始める時：工場設置認可申請

工場の建物・施設等を変更する時：工場変更認可申請

工場名や工場設置者の代表者氏名が変更になった時：氏名等変更届

工場を譲り受けた時：承継届

工場をやめる時：廃止届

(騒音規制法・振動規制法の特定施設の届出が必要な場合もあります。)



2. 土壌汚染の調査はしましたか？

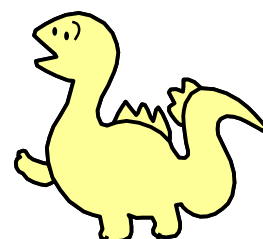
工場の廃止時や建物・施設の変更時は、東京都環境確保条例にもとづき土壌汚染の調査が必要になる場合があります。

例：

メッキ工場、金属加工を行う工場、印刷・塗装を行う工場、クリーニング工場等

※特定有害物質（トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ベンゼン・鉛・六価クロム等裏面の 26 物質）を使用していた工場は、土壌汚染の調査が必要です。水質汚濁防止法・下水道法の特定施設に該当していると、土壌汚染対策法の調査対象になります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。
区のホームページからも、パンフレット・届出様式がご利用いただけます。



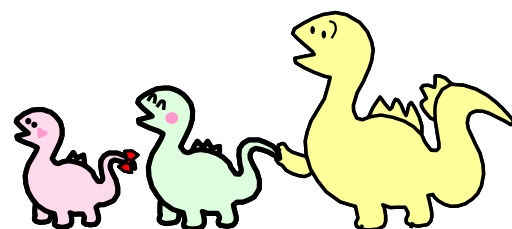
環境課キャラクター エコラ

TEL:03-5742-6751(直通)
住所:品川区広町 2-1-36

品川区役所 環境課 指導調査係
HP:<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

土壌汚染調査の対象となる特定有害物質 26 物質：

分類	第一種特定有害物質	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
名 称	トリクロロエチレン	カドミウム及びその化合物	有機燐化合物
	テトラクロロエチレン	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル
	ジクロロメタン	鉛及びその化合物	チウラム
	四塩化炭素	六価クロム化合物	シマジン
	1,2-ジクロロエタン	ヒ素及びその化合物	チオベンカルブ
	1,1-ジクロロエチレン	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	
	1,2-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物	
	1,1,1-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物	
	1,1,2-トリクロロエタン	ふっ素及びその化合物	
	1,3-ジクロロプロペン		
	ベンゼン		
	塩化ビニルモノマー (クロロエチレン)		



3. アスベストの調査はしましたか？

建物の解体・改修工事等を行う際はアスベストの有無について調査が必要です。

建築物等の解体・改修等を行う際は、アスベストの有無について事前調査を行い、その結果について掲示しなければなりません。

工場では鉄骨周辺や天井スラブ、ダクト周辺等にアスベストが使用されていることがあります。

建物の解体・改修工事を行う際は、必ず建築物石綿含有建材調査者によるアスベストの調査を実施してください。解体の場合は床面積の合計 80 m² 以上、改修工事の場合は請負金額 100 万円以上の工事については、石綿事前調査結果報告システムで結果報告してください。

(平成 18 年 9 月以降に新築工事を開始した建築物は、書面で着工年月日の確認のみ実施します)

アスベスト含有の吹付け材(レベル1)・保温材等(レベル2)が使用されている場合は、14 日前までに大気汚染防止法・東京都環境確保条例にもとづく届出をしたうえで工事しなければなりません。

成形板等(レベル3)のみがある場合、工事することについて届出は不要ですが、破断しない方法で除去する必要があります。

詳しくは環境課へお問い合わせください。